

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

壮瞥町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道有珠郡壮瞥町

3 地域再生計画の区域

北海道有珠郡壮瞥町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、1950 年の 7,563 人をピークに減少が続き、2015 年には 2,922 人まで落ち込んでいます。住民基本台帳によると、2021 年 4 月末には 2,409 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後さらに減少が進み、2045 年には 1,619 人になると予測されています。

年齢階級別では、1950 年から 2015 年にかけて、年少人口（0-14 歳）は 2,820 人から 282 人、生産年齢人口（15-64 歳）は 4,481 人から 1,402 人と減少が顕著な一方、老年人口（65 歳以上）は 262 人から 1,238 人と増加を続けています。なお、老年人口は 1985 年を境に年少人口を上回るようになり、2015 年では老年化率が 42.4%となっています。主な要因としては、若者の町外流出による社会減と、出生数の減少による自然減が考えられます。

社会動態では、高度経済成長期に大幅な社会減がありましたが、その後は縮小しています。しかし、1977 年、2000 年の有珠山噴火時に社会減が拡大しており、次回有珠山噴火時にも大幅な社会減に陥る可能性があります。なお、2020 年には転入数（226 人）が転出数（212 人）を上回り 14 人の社会増となっているものの、年齢階級別人口移動の長期的推移（2010 年→2015 年）を見ると、15～34 歳の若年世代の人口が 25 人減少しており、逆に 75 歳以上になると人口が 21 人増加しています。また、1980 年→1985 年以降、これまでの人口減少数は、高校卒業後の進学、就職などにより、15～19 歳→20～24 歳時にピークとなるケースが多いです。

自然動態では、1975 年頃までは出生数が死亡数を上回っていましたが、その後は概ね同数の状況が続き、2004 年以降は死亡数が出生数を上回る状態が恒常化し、さらに近年はその差が大きくなっています。2020 年には死亡数(49 人)が出生数(16 人)を上回り 33 人の自然減となっています。なお、合計特殊出生率は、平成 27 年から令和元年において 1.27 であり、人口置換水準といわれる 2.1 に及ばない状態です。

今後さらに人口減少や人口構造の変化が続くと、地域経済や住民生活に多大な影響を及ぼすとともに、自治体運営も困難になります。これらの影響に起因して、さらに人口が流出するという負のスパイラルに陥る可能性があります。

これらの課題に対応するためには、「壮瞥の持つ色（地域資源・取り組み）のフル活用による人の流れの創出」に資する積極戦略（人口減少の歯止めのための戦略）と、「いつまでも壮瞥の持つ色（ひとの魅力・暮らし）が輝き続けるまちづくり」に資する調整戦略（人口減少に即した戦略）を同時に進めることが重要であり、以下の 4 つを基本目標として掲げ、施策を推進していきます。

基本目標 1 産業力強化で雇用を創出する

基本目標 2 人材育成と子育て支援を強化する

基本目標 3 情報発信強化で人を呼び込む

基本目標 4 誰もが活躍でき、元気に暮らせるまちづくり

基本目標 5 持続可能な行財政運営の推進

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	町内企業等による新規雇用 者数 [5 年累計]	(H27-R1) 267人	(R2-R6) 300人	基本目標 1
イ	合計特殊出生率 [5 年平均]	(H27-R1) 1.27	(R2-R6) 1.40	基本目標 2
ウ	純移動（社会増減）	(H27-R1)	(R2-R6)	基本目標 3

	[5年累計]	－8人	0人	
エ	平均寿命	(R1) 男 80.6歳 女 87.7歳	(R6) 男 82歳 女 90歳	基本目標 4
オ	公共施設の維持管理費	(R1) 86百万円	(R6) 81.7百万円	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

壮瞥町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 産業力強化で雇用を創出する事業

イ 人材育成と子育て支援を強化する事業

ウ 情報発信強化で人を呼び込む事業

エ 誰もが活躍でき、元気に暮らせるまちづくり事業

オ 持続可能な行財政運営の推進事業

② 事業の内容

ア 産業力強化で雇用を創出する事業

農業と観光のまちである本町の特色を生かすため、特産品開発の支援や経営基盤強化を図り、企業や地域の稼ぐ力を高め、雇用の維持・拡大につなげる事業。

【具体的な事業】

・既存産業の経営基盤強化

商工業活性化支援、農商工連携推進事業、資源循環型農業の推進において重要な役割を果たしている堆肥製造施設の基盤整備、地熱水を活用した

施設園芸の振興に必要不可欠な温泉水供給施設等の基盤整備、観光客の満足度向上を図るための観光施設の基盤整備 等

- ・昭和新山観光の活性化と波及効果の創出

昭和新山観光活性化事業（アドバイザー招へい等外部知見の活用、魅力向上を図るための取組の推進等） 等

- ・地域にある潜在的資源の活用

洞爺湖有珠山ジオパーク推進事業、地域資源ブラッシュアップ事業（観光資源等の磨き上げ、スポーツ指導者等の育成等）、ウポポイや縄文文化を核とした旅客誘致活動の促進、特色あるイベント開催支援、オロフレスキー場の通年利活用による誘客促進 等

- ・新規参入事業所誘致による産業の活性化

新規事業所誘致事業、産業立地に必要な水道施設等の基盤整備、サテライトオフィス開設誘致事業、社員住宅整備に対する支援 等

イ 人材育成と子育て支援を強化する事業

基幹産業である農業の担い手や新たな産業従事者などを育成すると同時に、今後のまちづくりを支える若い世代が結婚し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、支援する事業。

【具体的な事業】

- ・結婚・妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

子育て世代への切れ目ない支援事業（ブックスタートパック・子育て応援祝金の贈呈、子どもの医療費無料化、通学定期補助等）、良質な住環境の供給による移住・定住促進（住宅・住宅地の整備、民間賃貸住宅の建設支援等）、「生きる力」を育む特色ある教育の実践（中学生のフィンランド派遣、ICTを活用した教育環境の充実等）、学校施設の整備 等

- ・地域産業の新たな担い手の確保

就農支援対策事業、町立高校（地域農業科）の教育環境整備と地域産業を担う人材の育成、地域おこし協力隊による関係人口増加活動、起業・コミュニティビジネス創出に向けた総合的な創業支援、医療・福祉分野の就業者等の移住・定住促進 等

ウ 情報発信強化で人を呼び込む事業

I C Tが目覚ましい発達により情報が溢れる現代社会では、単なる情報発信では誰も立ち止まってはくれず、創意工夫により多彩で魅力的なコンテンツを提供する必要があるため、まちの魅力や施策をB Iと絡めて発信し、まちの認知度を向上させ、人をまちに呼び込む事業。

【具体的な事業】

- ・多様な情報発信強化とイメージアップ戦略

ブランドイメージの確立（住んでみたい・訪れてみたいと思わせる仕掛けづくり等）、広報戦略に基づく多彩な情報発信（町ウェブサイトの充実、S N Sの活用等） 等

エ 誰もが活躍でき、元気に暮らせるまちづくり事業

人生 100 年時代を見据え、子どもからお年寄りまで、みんなが元気に安心して暮らせるまちづくりを継続して推進し、誰もが居場所と役割を持ち、生涯を通じて学び、協働する社会の構築を目指す事業。

【具体的な事業】

- ・高齢者等が生き生きと暮らせるまちづくり

地域包括ケア体制の充実と独居高齢者等の生活支援、軽微な就労機会の開発や生涯学習サポーターの育成による社会参加の促進、山美湖大学での体験学習や講話による学習機会の充実 等

- ・自らが体験し、学び、成長するまちづくり

図書室事業（イベントの充実等）、子ども郷土史講座事業（歴史学習や自然体験学習による郷土理解の推進等）、社会教育施設の機能強化（山美湖の音響設備改善等） 等

- ・次期有珠山噴火に備えた体制づくり

火山防災普及啓発事業、防減災対策の充実（避難道路の整備、防災拠点施設・避難所の機能強化等）、国土強靱化計画に基づく体制整備の推進 等

オ 持続可能な行財政運営の推進事業

事業の実績と効果を検証し、適正な予算規模となるよう事務事業を見直し、収支バランス不均衡に伴う基金の取崩しを縮小させ、持続可能な行財政運営に努め、輝き続けるまちを目指す事業。

【具体的な事業】

- ・ 効率的な行財政運営

広域連携の推進、ふるさと納税の促進、企業版ふるさと納税の活用 等

- ・ 計画的な地方債の借入

各種計画に沿った事業執行と借入の平準化、町税収納率の向上 等

※ なお、詳細は第2期壮瞥町総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

160,000 千円（2021 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度 12 月頃、外部有識者による効果検証を行い、必要に応じて、翌年度以降の取組を見直します。効果検証後、速やかに町ホームページ等に掲載する方法により公表します。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで